

第8章

戦没者の遺族・戦傷 病者等の援護

1 戦没者遺族、戦傷病者等の援護（厚生労働大臣裁定）

軍人、軍属等が戦死、公務中の負傷若しくは疾病又は病死した場合に、その遺族に対し国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はこれらの遺族を援護する目的で支給されるものです。

（援護の種類）

- 1 障害年金及び障害一時金の支給
- 2 遺族年金及び遺族給与金の支給
- 3 弔慰金の支給

傷害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣が行っています。

2 戦没者等の妻に対する特別給付金（県知事裁定）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により支給され、戦没者等の妻が一心同体である夫を失い、心に大きな痛手を受けたという精神的痛苦を慰藉するために、特別給付金を支給しています。

3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（県知事裁定）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により支給され、先の対戦における戦死者に思いをいたし、終戦 20 周年、30 周年、40 周年、50 周年、60 周年、70 周年という機会をとらえ、改めて弔慰の意を表すため、その遺族に特別弔慰金を支給しています。

4 戦没者の父母等に対する特別給付金（県知事裁定）

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により支給され、すべての子又は孫を戦没により失った父母又は祖父母に対し、寂寥感や孤独感と戦って生きてきた精神的痛苦を慰藉するため特別給付金を支給しています。

5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（県知事裁定）

戦傷病者等の妻に対する特別給付支給法により支給され、戦傷病者等の妻に対し、夫が戦傷病者等であることによる特別な精神的痛苦を慰藉するために特別給付金を支給しています。

6 対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金（県知事裁定）

学童疎開のため長崎へ向けて航海中悪石島沖で敵潜水艦の魚雷攻撃を受けて沈没し、疎開学童、教師、世話人及び付添い人併せて 1,484 人の犠牲者を出した。このときの遭難学童の遺族に対して特別支出金を支給しています。

7 原爆被爆者見舞金（市単独事業）

昭和 20 年-広島市(8 月 6 日)及び長崎市(8 月 9 日)に投下された原子爆弾によって被爆した方々に見舞金を支給し、被爆者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

支給状況

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
18 人	15 人	15 人	16 人	14 人